

広島県手話コミュニティセンター

広島市南区比治山本町1-2-2 県社会福祉会館内

TEL 082-252-0303 FAX 082-252-0309

一般社団法人広島県ろうあ連盟

手話通訳養成認定委員会

手話通訳派遣委員会

手話検定委員会



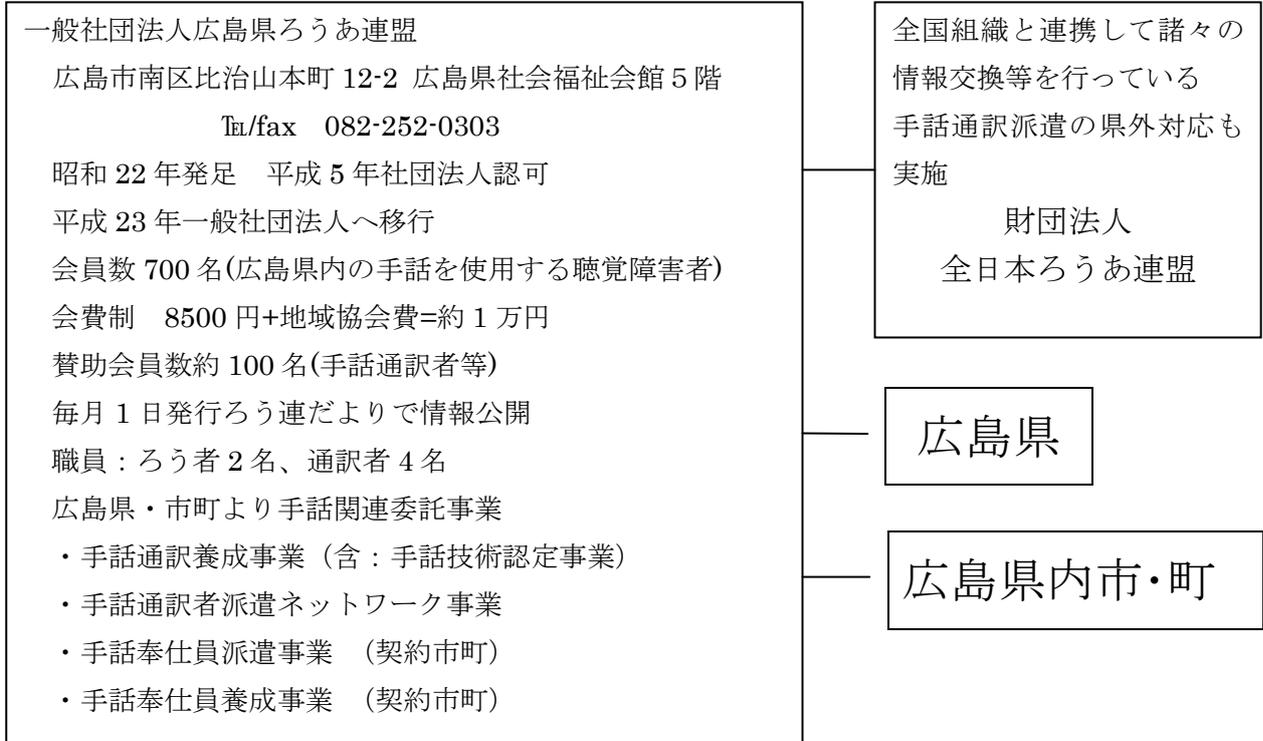
Nothing about us without us

私たち抜きに私たちのことを決めないで

1. 手話通訳制度の内容

私たち聴覚障害者（手話コミュニケーションを行う者）は、手話通訳「養成・認定」・「設置」
「派遣」という一連の内容をもって手話通訳制度と規定している

2. 組織



3. 手話通訳養成認定委員会

運営委員会 ・全体の企画 ・手話奉仕員・通訳者養成ニュースの発行 ・通訳者養成講座受講資格試験問題作成 ・全国統一試験
養成委員会 ・手話指導講師研修会企画 ・講師登録の管理 ・手話通訳者養成講座の企画と運営(含:奉仕員養成事業)
認定委員会 ・全国統一試験(12月)の準備、担当者の配置計画 ・通訳者養成講座受講資格試験(2月)の準備、担当者の配置計画
手話検定委員会 ・全国手話検定試験(10月 1 級~5 級)の企画・運営 ・学習セミナーの企画 ・検定面接委員の登録管理、学習会の企画
委員の選出団体=広島県ろうあ連盟、広島県手話サークル連絡協議会、 NPO 広島県手話通訳問題研究会、広島県手話通訳士協会 県内地域手話講師団

手話通訳養成認定委員会の事業

(1) 手話通訳者養成・研修事業

- ① 手話通訳者養成講義編、手話奉仕員養成講義編を実施 7月、11月の2回
- ② 手話通訳者養成講座ⅠⅡの実施
- ③ 手話通訳士養成講座(受験者コース)
- ④ 手話通訳者全国統一試験対策講座(受験者コース)
- ⑤ 手話通訳者現任研修 手話通訳者特別研修 読取(音声)学習会
- ⑥ 講師研修(手話の指導を行う講師=登録者の研修会)年間2回 現名150名登録
- ⑦ 手話通訳者のための国語教室 年間6回開催

(2) 手話通訳者の認定事業

- ① 手話通訳者養成講座受講資格認定事業 2月実施
- ② 手話通訳者全国統一試験事業(全国手話研修センター事業へ協力) 12月実施
広島県内の手話通訳者数(平成26年度現在) = 手話通訳者(含旧中級)と手話通訳士(厚生労働大臣認定)で名 認定通訳者計333名(旧初級は除外)
手話通訳派遣にかかわる通訳者(通訳者以上)はおおよそ150名程度で絶対数が不足している。理由として昼間動ける通訳者が少ない。広島県手話通訳派遣委員会では年間1018件(通訳数延1806名)、4002時間(いずれも平成26年度)を派遣

(3) 全国手話検定試験

実施主体は全国手話研修センター、5級～1級の6段階がある、平成19年度より開催、平成26年度の広島県内5級合格者数35名、4級26名、3級36名、2級19名

4. 手話通訳派遣委員会

運営委員会 ・手話通訳派遣委員会の円滑な運営に関して協議決定する ・構成 県委員=県ろう連・有識者・地域委員・事務局
調査研究会 ・県内の手話通訳派遣制度のあり方研究・調査
コーディネーター研修会 ・手話通訳派遣コーディネーター研修会企画・あり方研究
けいわん対策 ・手話通訳者の健康管理の企画実施
登録通訳者研修 ・通訳実施後報告書に基づいた手話通訳研修企画(ろう者の参加有)の実施

- ① 派遣委員会(全体会)の開催=目的:市町と情報交換し、県内派遣の充実と均一化を図る
- ② 運営委員会=年間2回 派遣委ニュースの発行で情報公開

③ 派遣の依頼内容と数（平成 26 年度）

医療	権利	教育	仕事	講演	生活	大会	会議	テレビ
61	117	46	190	99	216	96	58	175

④ その他の委員会の開催 = 随時に開催

5. 手話通訳付テレビ番組運営委員会

- ・手話通訳付きテレビ番組は、『ろう連だより』で会員 700 人へ情報提供する
- ・テレビの通訳は健聴者（通訳者）が行いろう者はチェックという固定観念を打破し、ろう者がテレビ通訳に挑戦する新しい試みも実施している

6. 手話普及事業=手話講座・人権啓発講座・その他の講座の講師派遣

官公庁・学校・専門学校・大学・事業所・施設等の依頼に対応

7. 手話通訳設置委員会 手話通訳者の設置要請について対応する

8. 当連盟の手話通訳派遣の特色

① 養成→認定→派遣の流れとタイアップし、全体のニーズを見て派遣事業を実施している。

② 手話通訳派遣事業の運営はろう者と手話通訳者の協同運営。

手話通訳付きの講演会や行事のお知らせは、広島県ろうあ連盟機関紙『ろう連だより』で会員 700 人へ情報提供する。対象者が限定されたり、個人的な通訳依頼は秘密の保持から非公開。手話通訳付きテレビ番組は、連盟機関紙『ろう連だより』で会員 700 人へ情報提供する。

手話通訳派遣の依頼があったときは、まず市町の手話通訳派遣事業（障害者総合支援法関係）を紹介する。市町派遣事業条件外のものについて派遣委員会の条件に合うものに手話通訳派遣を行う。条件は常に会議を実施し手話通訳制度の発展を推進している。

手話、通訳技術の向上のためにろう者と通訳者で学習会を開催している。

④ 依頼の内容、依頼者等を勘案して、依頼者の期待にこたえるように、通訳士、通訳者から選択してすぐれた通訳者を派遣する。日常的に通訳派遣コーディネートのあり方について研究を行う。

⑤ 通訳後は報告書を提出してもらい、次への手話通訳技術等の反省資料としている。報告書は決められた者で保管し、非公開とする。